

新潟市行政サービス等民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会経済情勢の変化に対応し、一層の民間活力等の導入を推進していくため、従来のような行政が枠組みを決めるだけでなく、行政の全事務事業を公表し、民間が行政の事務事業の枠にとらわれず自由な発想による創意工夫を生かした民間活力導入の提案を行い、その事務事業を担うことで公民の役割分担を再構築していく、行政サービス等民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）の実施について必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 民間提案制度は、公共の分野を担う多様な主体が成長する中で、民間の提案により、行政はその役割を一から見直し、公民の役割分担を再構築していくものであり「民間からの提案については実現する方向で課題を解決する」という考え方を基本方針とする。

(制度実施の目的)

第3条 民間提案制度は、次に掲げる目的で実施する。

(1) 市民サービスの向上

公民の役割分担の見直しにより新しい公共を構築し、行政の効率化を進めることで、行政は新たな課題に取り組むことが可能となり、また民間がサービスの提供主体となることで、民間の特性を生かした、より柔軟できめ細かなサービスができるなど、市民サービスの向上を図る。

(2) 行財政運営の一層の効率化、機能強化

「民間でできることは民間に委ねる」ことにより、政策立案や調整機能など行政が本来担うべき役割を強化するとともに、民間による適切な競争を促進することで限られた行財政資源をより有効に活用する。

(3) 市政の透明性確保と市民参画の充実

市の事務事業等の概要やコストを公表し市政のさらなる透明性を確保し、また民間からの提案を受け付けることにより、これまでの市の協働の取り組みを一層進め、市民やNPOなどの市政への参画を一層進める契機とする。

(制度の概要)

第4条 民間提案制度は、次に掲げる手順で実施する。

(1) 全事務事業等リストの公表

市は、市が実施している全事務事業等について、事業の概要、コスト、実施状況等を記載したリスト（以下「全事務事業等リスト」という。）を作成し、公表する。

(2) 民間提案の募集

民間は、第5条第1項第1号で示す事務事業等について、市が実施するよりも「市民サービスの向上」「行財政運営の効率化」「地域経済の活性化」などに繋がる民間活力等導入の提案（以下「民間提案」という。）を、市に行うことができる。

(3) 民間提案の内容の評価

民間提案について、市は「新潟市行政サービス等民間提案評価会議」（以下「評価会議」という。）を開催し、第三者の立場にある専門委員による「民間活力等導入の視点」「提案者の

提案内容の独自性に関する視点」について、意見を聴くこととする。

(4) 民間提案の採否決定と結果の公表

市は、評価会議での委員の意見を最大限に尊重するとともに、「民間委託等の推進に関する基本指針（平成16年4月9日施行）」の留意事項などを勘案しながら、総合的に民間提案についての民間活力等導入方針を決定し、民間提案を採用し導入を進めるものは導入計画を、民間提案を採用しないものはその理由を明らかにし公表する。

(5) 実施する民間主体の選定

実施する民間主体の選定は、提案内容のノウハウ等に応じて、次のとおりとする。

ア 民間提案の内容に提案者の独自の発想を有するなど、民間提案自体に知的財産的なノウハウなどが認められる場合は、随意契約により、提案者を事業実施者として選定する。

イ 民間提案の内容に提案者の独自性がそれほど高くなく、提案者以外にも複数の事業者が存在するが、実施に際して、特別なノウハウ、経験などの活用を要する場合、プロポーザル等総合評価により、改めて事業実施者を公募し、提案内容を競わせ選定する。

なお、選定に際しては、民間提案し採用された者に対して民間提案加点を行う。

ウ 民間提案の内容に提案者の独自性がほとんどなく、提案者以外にも複数の事業者が存在し、実施に際して、特別なノウハウ等の活用を要しなく、提案内容を競わせる必要がない場合は、競争入札により、改めて事業実施者を公募し選定する。

(提案の対象)

第5条 民間提案の対象は、次のとおりとする。

(1) 民間提案の対象となる事務事業等

市が募集要項で示す対象事業等の、事業単位ごと、事業単位の一部、事業単位等の複数集約による。

(2) 考えられる民間提案の種類

民営化、協働、業務委託、指定管理者制度、PFI、広告掲載、ネーミングライツ、公有資産活用などがある。

(3) 民間提案の対象外

本制度は、自由な発想による創意工夫を生かした提案を求めることを趣旨としていることから、次に掲げるものは本制度の提案の対象外とする。

ア 新たな事業または事業の廃止に関する提案

イ 市が民間活力等導入済みの事務事業等について、単に事業実施者となろうとする提案

ウ 現業業務の業務委託の提案

(提案できる者)

第6条 民間提案が採用された後に事業実施者となる意思のある、民間企業、NPO法人等の法人、任意団体など、個人を除く全ての団体とする。

ただし、次に掲げる団体は提案できないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

(2) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の団体

(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、または民事

- 再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続き開始の申し立てを行っている団体
- (4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員（同条第 3 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体
 - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条および第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員が関与している団体
 - (6) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体
 - (7) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的としている団体
 - (8) 納付義務のある各種税を滞納している団体

（採否等の区分）

第 7 条 採否等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 採用（一部採用） 提案（の一部）を採用し、民間活力等の導入を進めると判断した場合
- (2) 継続協議 民間活力等の導入の可能性はあるが、課題等の整理が必要な場合
提案の内容について、さらなる検討を要する場合
- (3) 不採用 民間活力等の導入が適さないと判断した場合
（提案内容の評価、採否決定の視点）

第 8 条 提案内容の評価、提案採否決定の視点は、次のとおりとする。

(1) 民間活力等導入の視点

- ア 中・長期的観点から民間事業者を育成し、協働を広めていけるか（将来性）
- イ 地域ニーズに応じた事業が展開でき、地域雇用、地域経済等の活性化が図れるか（地域性）
- ウ 一部事業者の半永久的な独占とならず、市場による競争が確保されるか（競争性）
- エ 民間事業者にメリットがあるか（利益、信頼性向上、事業拡大など）（採算性）
- オ 民間事業者にサービス水準を維持・向上させる体制があるか、また事業継続ができるよう経営基盤が安定的な民間事業者が複数存在しているか（安定性、実現性）
- カ 新たに発生する業務（契約締結、指導、モニタリング等）を含めても市のコスト減（または歳入の増加）となり、また市民サービス水準の確保、向上ができるか（効率性、効果性）
- キ 民間活力等の導入にあたって支障となる事項はないか（法令適合性、行政責任確保）

(2) 提案者の提案内容の独自性に関する視点

- ア 知的財産的なノウハウを有するか
- イ 独自の発想や工夫に基づく付加価値はあるか
- ウ 地域の雇用への配慮や、地域経済の活性化を図る工夫があるか
- エ 行政が実施するより市民サービスの向上ができる工夫があるか
- オ 提案者が事業実施者となった場合、事業を安定的に担う体制、能力があるか

（その他）

第 9 条 この実施要綱に定めるもののほか、この制度の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。